

法務省権啓第 9 4 号
令和 5 年 1 0 月 1 6 日

各府省庁等担当課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の実施について（依頼）
法務省の人権啓発事業の推進につきましては、平素から格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 6 号）第 4 条において「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」が設けられ、同週間は、毎年 1 2 月 1 0 日から同月 1 6 日までの 1 週間と定められるとともに、国及び地方公共団体は、同週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとされています。

本年度の事業実施に当たり、別添のとおり実施要領を定めましたので、同要領に基づく事業の実施に特段の御配慮をお願いいたします。

令和5年10月16日

令和5年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」実施要領

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とし（1条）、国及び地方公共団体に国民世論の啓発を図る責務があることを定め（2条・3条）、国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、毎年12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとしている（4条）。

また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第7条に基づく人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定。平成23年4月1日一部変更）は、人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」を掲げ、「国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を展開する」取組を全府省庁が積極的に推進することとしている。

については、拉致問題対策本部の協力の下、同週間を中心に下記の要領に基づいた事業を行う。

記

1 名称

令和5年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

2 期間

令和5年12月10日（日）から同月16日（土）までの1週間

3 実施事業

（1）周知ポスターの掲出

（2）その他「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にふさわしい事業

4 強調事項

- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう